

玉名市拠点型介護予防事業業務委託
(玉名市送迎付体操教室)
公募型プロポーザル実施要領

令和6年12月

玉名市

1 趣旨

この要領は、地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業のうち一般介護予防事業として実施する拠点型介護予防事業の業務を委託するに当たり最適な者（以下「契約候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

なお、本業務の委託期間は「第9期玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」（計画期間：令和6年度から令和8年度まで）との整合性を図る観点から、令和7年度から2か年度とし、「2業務名」に掲げるそれぞれの会場について契約候補者を選定するものである。

2 業務名

玉名市拠点型介護予防事業業務委託（玉名市送迎付体操教室）

- (1) 玉南会場
- (2) 玉陵会場

3 事業の目的・内容

「玉名市拠点型介護予防事業業務委託（玉名市送迎付体操教室）仕様書」のとおり。

4 委託期間

委託契約日から令和9年3月31日まで

5 委託料の限度額（1会場あたり）

2か年度合計 7,156,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。各年度 3,578,000 円。）

6 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当すること。）

- (1) 法人等（法人格のない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当すること
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
 - ② 玉名市工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成17年告示第103号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
 - ③ 国税及び地方税の滞納がないこと。
 - ④ 玉名市公共工事請負契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年告示第25号）第2条第4号に該当しないこと。
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (2) 特定非営利活動法人にあつては、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定に基づく提出期限の到来した事業報告書等の提出がなされていること。
- (3) その他関係法令、規則等に違反していないこと。
- (4) 複数の法人等により構成される法人格を有しない団体については、次の事項について留意すること。
 - ① 代表団体を選出し、市とのやり取りについては代表団体が行うこと。
 - ② 申込書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。

- ③ 「9 応募手続き」の提案者の概要及び納税証明書又は滞納のない証明書については、参加者それぞれについて提出すること。
- ④ 団体の構成員は、他の団体の構成員となり又は単独で申請を行うことはできない。

7 実施スケジュール（案）

公募から事業開始までのスケジュールは以下のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公開	令和6年12月26日（木）
各会場の事前確認申込み	令和7年1月9日（木）午後4時必着
各会場の事前確認	令和7年1月10日（金）：玉陵会場 令和7年1月15日（水）：玉南会場
質問書の提出期限	令和7年1月17日（金）正午必着
質問に対する回答（本市ホームページに掲載）	令和7年1月23日（木）
参加申込書等の提出	令和7年1月30日（木）午後5時必着
参加資格等の審査・通知（第1次審査）	令和7年2月7日（金）
プレゼンテーション（第2次審査）	令和7年2月17日（月）又は18日（火）の予定
審査結果の通知	令和7年2月28日（金）発送予定
事業開始	令和7年4月

8 各会場の事前確認

各会場の事前確認を次のとおり実施する。

(1) 開催日時

- ① 玉陵会場 令和7年1月10日（金）午前9時30分～午前11時30分
- ② 玉南会場 令和7年1月15日（水）午前9時30分～午前11時30分

(2) 開催場所

- ① 玉陵会場 独立行政法人くまもと県北病院たまきなホール（玉名市玉名 550 番地）
- ② 玉南会場 玉名市伊倉ふれあいセンター大研修室（玉名市伊倉北方 3230 番地 5）

(3) 申込方法 「玉名市拠点型介護予防事業 会場事前確認申込書（様式1）」に記入し、ファックス又は電子メールで申し込むこと。

(4) 申込先 「14 提出先及び問い合わせ」に同じ

(5) 申込期限 令和7年1月9日（木）午後4時必着

(6) その他

- ① 会場の事前確認への参加人数は1団体につき3人以内とする。
- ② 確認時に発生した駐車場代などの経費は参加事業者が負担する。
- ③ 事前確認日に各会場における質問は一切受け付けない。

9 応募手続き

(1) 質問及び回答

ア 質問の受付

本プロポーザルについて質問がある場合は次のとおり受け付ける。

- ① 提出物 質問書（様式2）
- ② 提出期限 令和7年1月17日（金）正午必着
- ③ 提出方法 ファックス又は電子メールによることとし、電話又は口頭のみでの質問

は受け付けない。また、メール送信時、件名に「玉名市拠点型介護予防事業業務委託公募型プロポーザル質問」と付記すること。なお、送信後は必ず受信の確認を行うこと。

④ 提出場所 「14 提出先及び問い合わせ」に同じ

イ 質問者への回答

質問及び回答は、令和 7 年 1 月 23 日（木）に本市ホームページ上に掲載する。

(2) 参加申込書等の提出

ア 次の書類を郵送（簡易書留に限る。）又は持参すること。なお、ファックス及び電子メールによる提出は受け付けない。

様式	提出書類	内容、留意事項等	部数
様式 3	参加申込書	様式に従い記載する。申し込む会場に丸を付けること。	1 部
様式 4	企画提案書の概要	様式に従い企画提案書の概要を A 4 サイズ 2 ページ以内に簡潔にまとめること。	6 部
任意	企画提案書	仕様書に沿った内容を提案すること。その他仕様書に記載されていること以外で本業務の目的達成に資する提案があれば記載すること。	6 部
様式 5	提案者の概要	名称、代表者名、設立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員、業務内容等について記載する。なお、会社概要の分かるパンフレット等を添付すること。	6 部
様式 6	受託業務実績	類似業務の受託実績について記載する。	6 部
様式 7	業務実施体制調書	受託業務の実施体制について記載する。	6 部
任意	見積書	積算の基礎（内訳）を記載すること。また、金額は日本円にて消費税込で表記すること。	1 部
—	納税証明書 滞納のない証明書	国税、県税及び市町村税に係る書類で、3 か月以内に発行されたもの	1 部

イ 提出期限 令和 7 年 1 月 30 日（木）午後 5 時必着

ウ 提出先 「14 提出先及び問い合わせ」に同じ

(3) 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、「(2) 参加申込書等の提出」の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合は、その理由も含む。）については、書面により通知する。なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

10 プレゼンテーションの実施

(1) 日 時 令和 7 年 2 月 17 日（月）又は 18 日（火）のいずれか（詳細は別途通知する。）

(2) 場 所 玉名市役所 本庁舎

(3) 出席者 3 人以内。なお、本業務の管理者及び担当者（主となり指導に当たる者をいう。）は必ず出席すること。

(4) 提案内容の説明

① プレゼンテーションは、企画提案書に沿って行うこと。

② 説明時間は 15 分とする。※準備時間は含まない。

③ 質疑応答は 30 分とする。

(5) 複数の会場に申し込む場合もプレゼンテーションは 1 回のみとする。

(6) 備品の貸出 プレゼンテーションに当たり機材等が必要な場合は、参加事業者で用意する

こと。ただし、スクリーンは市で貸し出しが可能であり、これを使用する場合は事前に申し出ること。

- (7) 参加の辞退 参加申込みを行った後に辞退する際は、辞退届（様式8）を郵送又は持参により提出すること。

11 契約候補者の選定方法

- (1) 審査 審査は、本市が設置する選定委員会において、別紙「令和6年度玉名市拠点型介護予防事業業務委託審査基準」に基づいて行う。審査の結果、最高点を獲得した事業者を本業務の契約候補者とする。なお、参加申込者が1者であった場合でも審査を行い、審査委員の評価点の平均が80点以上であればプロポーザル実施要領等の内容を満たすと判断し、その提案者を契約候補者として決定する。また、契約候補者に契約を締結することができない何らかの事由が生じた場合は、次順位及びそれ以降の順位者を繰り上げ、新たな契約候補者とする。
- (2) 審査結果の通知 審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に文書で通知する。なお、審査結果についての意義申し立ては一切認めない。

12 失格条件

参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 企画提案の内容に虚偽がある場合
- ② 参加資格要件を満たさなくなった場合
- ③ 他の参加者に対して不正な行為をしたと認められる場合
- ④ 定められた以外の方法により、選定委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- ⑤ 委託料の限度額を超えた場合
- ⑥ その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は全て参加事業者の負担とする。
- (2) 申込書は1者につき1案とする。
- (3) 提出書類の提出後の修正、変更及び追加は一切認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 本業務で得た成果物及び著作権については、市と受託者に帰属する。
- (6) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部の再委託について、書面により市の承諾を得た場合はこの限りではない。

14 提出先及び問い合わせ

玉名市役所 健康福祉部 高齢介護課 高齢者支援係

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎 163 番地

電 話 番 号：0968-75-1339

ファックス番号：0968-73-2362

電 子 メ ー ル：korei@city.tamana.lg.jp

(別紙)

令和6年度玉名市拠点型介護予防事業業務委託審査基準

評価項目	評価基準	配点	小計
実施内容	事業の目的・内容等を的確に把握しているか	5	54
	利用者の自立に向けた介護予防プログラムになっているか	5	
	運動プログラムに関し、積極的に取り組む内容となっているか	6	
	フレイル・認知症予防に関し、積極的に取り組む内容となっているか	6	
	参加者が日常的に運動を実践できるように意欲を高める工夫がなされているか	5	
	利用者のセルフプラン作成支援やその他個別相談への対応ができるか	6	
	利用者が事業終了時にどうなりたいかを考え、自立に向けて活用できるものであることが実感できる内容であるか	7	
	利用者の状態や傾向、地域資源を把握し、必要な支援を行うことができるか	7	
	利用者が居住地の情報や介護予防・生活支援のサービス情報などを得られるよう、関係機関と連携できるか	7	
地域貢献	地域との連携や信頼関係の構築ができるか	7	7
管理体制	専門的な業務が安定的に実施できる体制となっているか	4	26
	事業実施担当者が適切に配置されているか	4	
	サービスを円滑かつ安全にできる体制であるか（送迎業務含む）	4	
	事故や緊急時の対応・連絡体制が図られているか	4	
	個人情報の保護について対策が十分であるか	4	
	感染症対策が十分に取られているか	4	
	介護予防事業の業務実績や経験があるか	2	
プレゼンテーション	事業の目的・内容が反映された企画提案書の説明がわかりやすく説明がなされたか	5	10
	業務に関しての取り組みに意欲が感じられたか	5	
見積価格	競合他社と比較して妥当な金額であるか	3	3
合計		100	